

総務政策常任委員会会議録

平成26年7月23日

場 所 第2委員会室

平成26年 7 月 23 日 (水曜日)

午前10時 1 分開会

広報戦略室長 日高幹夫
生活・協働・男女参画課長 村上悦子
消費生活センター所長 高藤和洋

会議に付託された議案等

- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた官民連携組織の設置について
 - ・ソーシャルメディアによる情報発信の取組状況について
 - ・平成25年度消費生活相談及び啓発の状況について
 - ・防災拠点庁舎整備に係る「県庁5号館のあり方」について

総務部

総務部長 成合修
総務部次長 (総務・職員担当) 江藤修一
総務部次長 (財務・市町村担当) 日隈俊郎
総務課長 椎重明
防災拠点庁舎整備室長 丸田勉

事務局職員出席者

政策調査課主査 大峯康則
議事課主任主事 田代篤生

出席委員 (7人)

委員長 松村悟郎
副委員長 河野哲也
委員 坂口博美
委員 井本英雄
委員 十屋幸平
委員 田口雄二
委員 有岡浩一

欠席委員 (1人)

委員 福田作弥

委員外委員 (なし)

○松村委員長 ただいまから、総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時 1 分休憩

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 橋本憲次郎
県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当) 永山英也
総合政策部次長 (県民生活担当) 安田宏士
部参事兼総合政策課長 井手義哉

午前10時 2 分再開

○松村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日は、総合政策部、報告事項のみであります。その説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○橋本総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

まず、お礼を申し上げたいと思います。

先週7月13日から16日までの日程で、知事を団長とする宮崎県韓国訪問団が、韓国を訪問してまいりましたが、県議会からも、お忙しい中、福田議長を初め松村総務政策常任委員長にも御参加いただきまして、まことにありがとうございました。この場をおかりしまして、お礼を申し上げます。

次に、過誤旅券の発給による外国での入境拒否事案の発生についてでございます。

去る7月3日に記者発表をさせていただきましたが、県の宮崎パスポートセンターにおきまして、申請者が提出した記載内容に誤りのある旅券発給申請書を、職員が十分確認しないまま受受理し、旅券の作成・発行を行った結果、当該旅券の所持者が、渡航先の空港で当該旅券の誤りを指摘され、入境を拒否されたとの事案が6月25日に発生いたしました。

本件に関しましては、申請者の申請書の記載誤りは認められるものの、申請時及び旅券作成後の職員の確認が不十分であったことが原因でございます。

申請者に対しましては、まずもって謝罪をさせていただきます、誠意を持った対応をしてまいります。

また、今後、二度とこのようなことがないように、新たなチェック方法の確立や、事務処理方法の一層の適正化を図るよう、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

それでは、常任委員会資料の目次をごらんください。

目次に記載のとおり、本日はその他の報告事

項として3件報告させていただきます。

詳細につきましては、各担当課長から御説明申し上げます。

私からの説明は以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○井手総合政策課長 総合政策課から、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた官民連携組織の設置について、御説明させていただきます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思ひます。

当該組織設置の目的でございますが、1に書いてありますとおり、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、世界に誇れる「日本一のおもてなし」を構築し、発信していくと同時に、国内外の活力を取り込んで、本県経済や地域の浮揚につなげるという目的を持ちまして、官民連携による取り組みを推進する体制づくりということで考えております。

設置日ですけれども、2の組織の概要に入りますが、(1) 8月1日を考えております。

名称といたしましては、みやざき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト連携会議ということにしております。

構成団体は48団体ございまして、会長を知事といたしまして、所掌事務につきましては、おもてなしプロジェクトに関する基本方針及びその推進に関することと、関係機関及び関係団体との連携調整ということを考えております。

その中身につきましては、2ページ、3ページで説明させていただきます。

まず、プロジェクトの内容でございますが、2ページ目でございます。

理念なんですけれども、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを一過性のものにした

いということで、それ以降に向けた、次世代に受け継ぐ有形無形の財産づくりを理念としておりまして、基本的な考え方、その下のほうに書いてありますが、全県挙げて「おもてなし環境」を磨き上げて発信していく。また、先ほども申し上げましたけれども、国内外の活力を取り込んで、宮崎の経済や地域の浮揚につなげる。そして、宮崎の強味を生かして、東京オリンピック・パラリンピックに貢献していくという3つの基本的な考え方に基づいております。

プロジェクトの中身ですが、柱立てを3つ整えておりまして、まず、宮崎の強みを生かして東京大会に貢献するというので、ここに書いてありますけれども、宮崎の誇る食材・食文化をこの機会に提供して、使っていただく。もしくは、宮崎の杉を選手村等で使っていただけないかとか、そういうところも含めて宮崎の杉。そして、開会もしくは文化のプロジェクトの中で、神楽等、本県の伝統芸能・伝統文化を披露する機会をつくっていくと。こういう形で、東京大会へ貢献できる宮崎でありたいというのが、1本目の柱でございます。

2本目が、宮崎の魅力向上ということで、中身としましては、魅力の発信、外国人の誘客強化、そしておもてなし環境の充実ということで、それぞれ現在までの取り組みを踏まえながら、さらに一歩進んだ取り組みにしていこうという中身でございます。

特に、戦略4のおもてなし環境の中で、例えば、一番上に掲げていますように、多言語の表記、観光ガイドの育成・普及とか、おもてなしボランティア活動の推進、この辺で、より一層のおもてなし環境を整えていこうという試みでございます。

3番目が、本県の大きな強みでありますスポ

ーツランドをさらに推進していくということで、従前から取り組んでおります大会・合宿の誘致、そして戦略6としまして、スポーツ人材の育成及び生涯スポーツの振興というところを考えております。トップアスリート・指導者の発掘・育成でありますとか、次世代のジュニア選手の育成とかに力を入れていくと。あわせて生涯スポーツのほうも、きっちり振興していくということを考えております。

以上、3つの柱、6つの戦略からこのプロジェクトを進めていこうということでございまして、その推進体制といたしまして、行政だけではなく、官民あわさった力が必要だという考えに基づきまして、官民の連携組織をつくろうということを考えております。

3ページ目でございます。この組織図の、まず右肩のほうにある県庁内組織というところで、このプロジェクトの推進本部、これは、知事をトップとする庁内の組織でございますが、もう既に6月4日に設立しております。ここと連携する形で、8月1日付でみやざき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト連携会議という形で、48団体から成る団体を統合した形で連携会議をつくっていこうというふうに考えております。

この上の四角囲いの中に書いておりますように、県庁内の推進本部と連携もしくは情報共有を図りながら、官民での連携による東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた取り組みを進めていくと。

一番下のところですけども、必要に応じてそれぞれ実務レベルでの専門部会を設けて、実際にやることを検討していくということを考えておりまして、下のほうに現在考えています3つの部会を示しております。それぞれ、神話のふ

るさとの推進部会。ここは、記紀編さんの記念事業と一体的に進めていくということで、東京五輪の文化プログラムへの対応等を含めて検討をする部会。また、宮崎の魅力向上ということで、国内外のプロモーション等による魅力発信でありますとか、今一生懸命取り組んでおりますMICEの誘致等、外国人の誘客強化に取り組んでいく部会。そして、スポーツランド推進協議会のほうで、もう既に部会ができておりますけれども、スポーツランドの推進部会。これも、このオリンピック・パラリンピックの官民連携組織の中の一体として取り組んでいくということで考えております。

その48団体でございますけれども、4ページのほうに一覧を掲げております。県内の広い分野、ほとんどの分野を横断するような形で、それぞれの団体さんに協力いただきながら、いろんな検討をしていく。今、申し上げましたように、具体の取り組みにつきましては、それぞれ関係ある団体さんから実務担当レベルで、協議できるような部会でもんで、実際の取り組みを検討していくというふうに考えております。

官民連携組織についての説明は、以上でございます。

○日高秘書広報課広報戦略室長 資料の5ページをお願いいたします。

秘書広報課広報戦略室で取り組んでおりますソーシャルメディアによる情報発信の取り組み状況について、御報告をさせていただきます。

なお、お手元に別冊でカラーによる関連資料もお配りしておりますので、こちらも適宜ごらんいただきながら御説明させていただきたいと存じます。

まず、ソーシャルメディアについてでありますけれども、この資料5ページの冒頭にありま

すように、インターネット上で提供されるサービスを利用して、ユーザーが情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報伝達媒体、私どもとしては、このように整理をしておるところです。新聞あるいは広報誌といった紙媒体、それからテレビとかラジオといった電波媒体に続く新たな媒体として、インターネットが、現在、完全に定着している状況でございます。

その中で、ソーシャルメディアとしてのツイッター、フェイスブックなどが近年著しく発達・普及していることは、御存じのとおりでありますけれども、考えてみますと、これらが日本で普及し始めて、まだ6年、7年、そのぐらいの時間しかたっていないわけでありまして。この短い間に急成長したソーシャルメディアについて、現在、県ではどのように広報媒体として活用しているか、改めてごらんいただきたいと思います。

資料の1の主なソーシャルメディアの活用状況であります。

(1)にありますように、まず、ツイッターとフェイスブックですが、広報戦略室では、県に関するその日のトピックスや、ホームページに掲載した新着情報、県政テレビ番組の告知、災害情報などをタイムリーに発信しております。

①のツイッターについてであります。別冊のカラーの資料1ページに、画面のコピーがありますので、あわせてごらんいただければと思います。

文字数が140字以内のいわゆるツイートを毎日、数回の発信を行っておるところであります。本県では、平成22年の4月15日から利用をしておりますけれども、利用し始めた当初は、ホームページの更新情報を機械的に発信するだけで、

おもしろみがなくかたい、そういう内容でありました。そのため、平成24年8月から、できる限り親しみやすい文体で、写真なども適宜添付するなど、手動による発信を毎日行っております。現在では、5,906人のフォロワーを得ておるところであります。

②のフェイスブックページについてですが、別冊資料の2ページに画面のコピーをつけておるところであります。

フェイスブックにつきましては、原則として写真を1枚以上必ず添付し、毎日最低1回は発信することにしております。本県でのページ開設は平成24年の10月30日で、現在、3,450人の購読者数となっているところでもあります。ツイッターと違いまして、文字数にほぼ制限がない状況であります。したがって、より詳しく、遊び心を持った記事を作成できることがフェイスブックの強みと思っております。別冊資料の2ページのように、必ず写真をつけておるところですけれども、どんな企業でも、どんな有名人でも同じフォーマットで、このページはつくられますので、ビジュアル的にいかに目を引くか、おもしろいと思って読んでもらえるか、そこが特に重要なメディアだと考えております。

ツイッターとフェイスブックにつきましては、リツイートですとか、他社のフェイスブックのページの記事を自分のページで紹介するシェアと呼ばれる機能がありまして、見ていただいた方、個人個人から、さらに情報を拡散していただけると、そういう力を秘めております。ここに大きな期待を寄せているところでもあります。

次に、動画活用についての取り組みとして、常任委員会資料では1の(2)動画ポータルサイト「宮崎県庁 楠並木ちゃんねる」について御説明をさせていただきます。別冊資料では3

ページ目にコピーをつけておるところでございます。

この楠並木ちゃんねるでは、さまざまな県政情報をテレビのチャンネルになぞらえまして、「県の出来事」「県からのお知らせ」「県政番組」「教育庁チャンネル」「県民投稿動画」の5つのチャンネルに分類し、掲載をしておるところです。

楠並木ちゃんねるの開設は、平成25年10月18日で、現在は374本の動画を掲載しております。

ただ、楠並木ちゃんねるの開設の前から公開していた動画もこの中に、374本の中には含んでおりまして、楠並木ちゃんねる開設後に、純粋に新たに掲載した本数は240本、その再生された回数は4万3,273回となっております。

この楠並木ちゃんねるの特徴でありますけれども、1つ目として、県職員がみずから出演することにより、広報戦略室で手づくりで制作した動画、こういうものを積極的に掲載を図っておることが挙げられるかと思えます。

別冊資料の3ページの上から2番目に、マダニへの注意喚起動画のコピーを載せておりますが、この人物も県職員でありまして、こういう動画を経費をかけることなく手づくりで、県民にお知らせをしていくというようなことをやっておるところです。

特徴の2番目としては、県民の皆さんからの投稿動画の募集も行っているという点を考えております。県からの一方的な発信だけではなくて、投稿をいただくことによって、県民参加型のコンテンツとなるように目指しておるところであります。

昨年度には、募集の第1弾として、「好きなので…CM作っちゃいました」と、そういうテーマで宮崎のCM動画を募集いたしました。23

作品の応募があり、うち優秀作品の5作品については、表彰を行ったところであります。

別冊資料3 ページの一番下には、最優秀賞の「天孫降臨」という作品を載せておりますが、こちらについては、県内の会社員の女性お二人が、一緒に作成したものであります。

常任委員会資料の5 ページの大きな2番、今後の展望というところでありまして、文章表現力や人を引きつける写真、あるいは動画の撮影など、情報発信内容や方法について工夫を重ね、より多くの読者を獲得する訴求力を高めることで、県民の皆様にとって、まず身近でわかりやすい県政情報ツールとして確立を図ること、それが大事かと思っております。

また、ソーシャルメディアの特性である拡散機能というものがより図られるように、今後ともぜひ努めてまいりたいと、これが重要であると認識しておるところであります。

最後に、3の参考であります、これらのソーシャルメディアにつきましては、県のホームページも含め、相互にリンクを埋め込むなど、互いに誘導を図るような連携を図っているところであります。

この県のホームページにつきましては、来年1月を目途に、利便性や機能性の向上を図るリニューアル作業を行っているところでありまして、これについても今後、適宜御報告してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○高藤消費生活センター所長 委員会資料の6ページをお開きください。

平成25年度の消費生活相談及び啓発の状況につきまして、御報告をいたします。

まず、第1の消費生活相談の状況でございます。

相談業務は、消費者からの相談に対して助言やあっせんなどを行い、被害の未然防止を図るとともに、被害救済のための解決支援を行っているものでございます。宮崎のセンターと都城、延岡の支所で計12名の相談員を配置して取り組んでおります。

(1)の相談件数の推移でございます。

件数は、架空請求の多かった平成16年度をピークに減少傾向にございますが、平成22年度以降は1万3,000件台で推移をしております。

内訳で見ますと、県の受け付け件数は25年度も、前年度に比べ126件減少し、8,238件となっております。市町村の受け付け件数は5,024件でありまして、25年度も増加して、近年、増加傾向にございます。

これは、21年度に始まった消費者行政活性化基金事業によりまして、宮崎市などの相談窓口が充実したことによるものと考えております。

(2)の相談当事者の属性につきましては、これは、県が受け付けた苦情相談分のみの数字でございます。

左側の円グラフの性別では、女性が52.4%、男性が44.3%となっております。右側の円グラフの年齢別では、70歳以上の方の相談が25.1%となっており、年々相談割合が大きくなる傾向にあります。60歳以上の16.7%と合わせると、41.8%を占めております。

右側の7ページをごらんください。

(3)の相談の内容であります。表に件数の多いものから順にまとめております。

25年度の主な特徴といたしましては、ワンクリック請求や出会い系サイトなど、携帯電話やスマートフォンなどを利用したインターネットの情報サイトに関する相談が最も多くなっております。2番目に多いのは、多重債務などの融

資サービスとなっております、3番目は、注文した覚えのない商品を強引に送りつける手口が急増した健康食品となっております。

次に、②の年代別の特徴についてであります。

20歳未満から60歳代まで、この幅広い年代でインターネットの情報サイトに関する相談が最も多くなっておりませんが、70歳以上では健康食品に関する相談が最も多くなっております。

8ページをお開きください。

2の啓発の取り組み状況について、御説明いたします。

啓発業務は、契約に関する基礎知識や、悪質商法の実態などについて県民の方にお知らせし、消費者トラブルの未然防止、自立した消費者の育成を目的に、出前講座やマスメディアなどを活用して、さまざまな取り組みを行っております。

まず、(1)の出前講座等の実施についてであります。

この表の一番右の一番下のところですが、25年度は455件の1万7,000人程度の方が受講をされております。24年度に比べまして、実施件数、受講者数とも増加をしておりますが、これは、高齢の方や高齢者などを見守る立場にある民生委員などの受講者がふえたほか、中学校での講座がふえたことが大きな要因となっております。

近年、高齢者の相談の割合が高いことから、消費生活センターとしましては、市町村の社会福祉協議会や高齢者の団体などに働きかけを行いまして、高齢者や高齢者を見守る方々への啓発に力を入れているところでございます。

次に、(2)のマスメディアの活用について、主なものを御紹介いたします。

①のテレビにつきましては、例えば、毎週水曜から金曜に放映されているMRTの「アッパ

レ! Miyazaki」に、月1回、センター職員が出演して、さまざまな情報をお伝えするほか、センターで作成したDVD映像やスポットCMを放映しております。

②のラジオにつきましては、月2回、センター職員が出演して、さまざまな情報をお知らせし、また、ラジオでもCMを放送しております。

③の新聞につきましては、宮崎日日新聞の「くらしの相談」コーナーで定期的に情報を提供しておるほか、悪質商法や消費生活センターを周知する広告を掲載しました。

そのほか、④にありますとおり、ホームページやツイッターなども活用して啓発に努めております。

右側の、資料の9ページをごらんください。

下のほうに写真を掲載しております。写真の左上の高校パネル展の様子ですが、(4)のその他で書いております①の高校・大学におけるパネル展示をやっております。また、②のラッピングバス、これを延岡、宮崎、都城で1台走らせているほか、啓発キャンペーンを大型商業施設などでやっております。

こういうふうに、さまざまな媒体を活用して啓発を行っております。

今後とも、市町村や学校、関係団体と連携を図りながら、よりわかりやすく、より効果的な啓発に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終わりました。

委員の皆さん、質疑はありませんか。

○十屋委員 消費者生活相談で、6ページと7ページに関連するんですけど、表のグラフでいくと、女性と70歳以上が結構多いんですが、相談が多い商品っていうと、インターネット情報

サイトっていうことで、70歳以上の方がネット販売とかでかかわることが多いんでしょうか。実質、ここになってくると、送りつけ商法や健康食品に関する相談が多いということで、このあたりの関連というか、ネットを70歳以上の人たちがするのか。その辺のところ、関連はちょっとどうなんですか。

○高藤消費生活センター所長 先ほども申しましたように、インターネット関係は、やはり20代から60代までの方が多くということで。ネット関係、スマートフォンも普及してますので、年齢層はそこ辺までの方が非常に多いと。

70代以上の方というのは、やはり送りつけ商法がふえたというのが、一つ大きなことであると思います。高齢の方がインターネットをされてというのは、70代以上はあまり聞いておりません。全然、ゼロというわけじゃないと思いますけど。

○十屋委員 ということは、送りつけ商法のほうが、数が多いということですね。ワンクリック詐欺でひっかかり、この数字からいうと、インターネット1,247件で。そうなってくると、このグラフとちょっと合わなくなってくるので。いわゆる若い世代とか、20代から60代までが、結局、ネットで詐欺にひっかかって、70代は送りつけ商法でひっかかって。その件数の比率からすると、全体では1,866件ということは、そういう送りつけ商法のほうがまだいっぱい、多くてひっかかっているというふうに見てとれるんですけどね。

○高藤消費生活センター所長 インターネット関係は、やっぱり幅広い世代がひっかかっているから件数が多いと思うんです。70代の方は、ここでいえば5番目に挙がっている商品一般です。このあたりにも結構あると思うんです。健康食

品だけじゃなくて、例えば架空請求だとか、劇場型の勧誘とか、投資商品とか、そういうのが70代以上の方に結構ございます。それから、医療用具の販売、新聞等の販売、そういうのが70代の方に結構見受けられます。中身としましては、全世代通じて多いインターネットが、やっぱり件数が一番多くて、70代の方は、健康食品が多いんですけど、ほかにも大きいところで結構被害に遭われてるという方がいらっしゃるということです。

○十屋委員 もういっぱい努力されて、啓発活動をされている。十分理解してるんですけど、なかなかこの1万3,000台から下がらないなという。高齢化もあるんでしょうけど、年齢的にだんだん高くなるから、だまされる人の数がふえてくるから、総体的には変わらないのかなと思いますので、しっかりと取り組んでほしいと思います。

それから、戻りまして、オリンピックの話ですけれども、この前から特別委員会でいろんなところを視察させていただいて、新聞報道でもありましたけど、五ヶ瀬町が、カタールのスポーツボランティアの拠点に名乗りを上げられていらっしゃる。これの立ち上げが8月1日ですか。我々が行った先週からすると、その時間差、タイムラグ、いわゆる県と各市町村の行政の連携というのが全然見えてこなかったんです。だから、町単独、市単独でそれぞれやられてるってところで、これを機会にそのあたりの連携もされていくんだろうとは思っています。

一つは、やっぱり取り組み方の中で、どうしても何か、県と市町村の間で、もう少しスムーズに情報の流れなり、取り組みがよくなるかといけないのかなと。団体さんはいっぱいいらっしゃるんですが、その中でも、やっぱり行政の

受け皿としては市町村が中心にならざるを得ないということになるので、そういうあたりをしっかりと、もっと連携を密にしてですね。どのようにされるのか。市町村会の会長さんだけなのか、もっと幅広くされるのか。ここは、団体としての位置づけだから、そんなにたくさんはお呼びできないんでしょうけども、市町村との連携をどういうふうにするんですか。

○井手総合政策課長 委員がおっしゃるとおり、今までのスポーツランドの推進の取り組みのところでも、そこが一番の課題であると我々も思っております。

実際に、スポーツランドの推進部会については、市町村との連携も進めながらやっていくということで、もう既に立ち上がっています。21日にカタールの方々や商工会議所の方々が来られた折にも、県からも観光の部局の局長が出席をして、五ヶ瀬町と一緒に歓迎の意を示したところでございます。

確かに連携会議では市長会、町村会という代表で入っていますけれども、一つ一つの取り組みに関しては、それぞれの市町村と一緒にやっていこうというふうに考えております。

○十屋委員 それで、具体的にこの3部会、必要に応じて専門部会で検討・実施っていうことがあるんですが、神話、魅力の向上、スポーツランド、それぞれこの48を割り振っていくんですか。それとも、クロスオーバー的に横でやっていくんですか。

○井手総合政策課長 基本的にクロスオーバーで考えております。1つの団体が、複数の部会に入ることもあります。必要な団体を入れて、具体的に実務が進むような検討をしてまいりたいと考えております。

○十屋委員 あと、最終的には特別委員会のほ

うで、年度末にいろんな意見を出すと思うんです。総合政策的に考えていただくのは、県内のスポーツ施設——これは市町村がつくるのか、県がつくるのか、それは別に置いといて——は、かなり老朽化してるところもあるし、そのあたりも市町村との連携っていうのが非常に大事なのかなと思います。やはりこれから取り組んでいく中で、計画的にその施設等の配置、それから人材を総合政策部としてはどういうふうに考えるかなんですよね。そこの柱があって初めていろいろと……。「卵が先か鶏が先か」じゃないんですけど、施設がなけりゃ何もできないんで。そのあたりは、市町村との連携の意見交換の中で多分出てくると思うんですよ。だから、県がどういうふうに、現段階でそこらあたりを考えてらっしゃるかっていうのは、お答えできれば。

○井手総合政策課長 この理念の中に、次世代に受け継ぐ有形・無形の財産づくりという理念を掲げてますように、実際、その先まで見越して、施設も含めて整備をしていかなければならないという問題意識があります。

問題は、財源の問題は当然あるとして、しかし、現実にスポーツキャンプ等の誘致に関しては、施設整備、改修等をやっていかなければならない。そこを計画的にやっていくということで、市町村とも協議をしながら、県と市町村と、役割をどういうふうに——施設の改修とかも含めて、役割分担するかも考えながらやっていくしかないとおっしゃるとおり、施設の改修は必要だという認識で取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋委員 そうなってくると、当然、ちょっとしか時間がないんですけど、早急に市町村と協議されるなりして、整備計画なりをつくることをやってかないと間に合わないのかな。これ

は、東京オリンピックだけじゃなく、先の国体まで見据えた中でやらざるを得ないところがあるので、そのあたりをちゃんとやっていただきたいと思っています。

当然、市町村と話をすると、財源は置いといて、その話は多分出てくると思うので、そのあたりをしっかりと連携していただきたいなというふうに思います。私からは以上です。

○井本委員 おもてなしプロジェクトで、理念と、その下の基本的な考え方って書いてあるけど、これが、いわゆるコンセプトなんだろうと思うのです。コンセプトはコンセプトでいいんだけど、次世代に向け受け継ぐ有形・無形の財産づくりと、それが、大会に向けた取り組み、一過性のものにしないとうたってありますね。

それで、これを何とか実現するために、いろんな施策を、事業をやるわけです。無形の財産づくりということで、そしてそれを一過性のものにしないということならば、何ていうんだろうかね、県民自身の暮らしがよくなるとか、そういうことも当然ないといかんと思うんだね。やっぱりこのときに、おもてなしをするのは誰のためにするか。来るお客さん、外国人とか合宿等に来る人たちのためにするんだろうけど、それがやっぱり将来的にも、ずっと一過性のものにしないとするためには、やっぱ県民自身の中にそういう一体化するような……。

やっぱり私は、この前の里山資本主義もそうだけど、いろんなところで、今、日本が必要としているのは、みんなが交わるコミュニティーです。今さっきクロスオーバーって言ったけど、コミュニティーを流動的につくっていくことは必要だと私は思うんです。日本人が、もうばらばらになってるやつを何とかくっつけていく。これが、恐らく無形の財産づくりということに、

将来的になるのではないのかなと私は思うわけです。

あなた方の概念とちょっと違うのかもしれないけど。その辺をやった後に、この宮崎県の県民が、より心が一つになってると。そして、本当に助け合っていると、コミュニティーが十分つくられてたということが残らんと、私はそれこそ一過性のものになってしまうんじゃないのかなという気がするんだけど、その辺の切り口がちょっと。理念は理念でいいんだけど、具体的に出てないと。私はそんな気がするんだけど、その辺はどうですか。

○井手総合政策課長 狙いとしては、まさにおっしゃるとおりだと思っています。それが、取り組みからなかなか見てとれないとすれば、少し我々の努力不足かもしれません。

私が思っているところとしましては、特に外国人の誘客、この2ページ目でいうと、戦略の3のところにちょっと書いてますけれども——外国人の誘客強化の中に入れてますが、自然・景観・歴史など、本県特有の観光資源の磨き上げ、この辺も含めて、本県の持つ資源ということを文化まで含めて再認識をして、そこに県民の心が一つになって、やはりおもてなしをしていく。本県の由来なり、歴史なり、伝統なりを十分説明できるような県民の心の醸成というのに努めてまいりたいと思っております。

○井本委員 わかっているならいい。その辺が、私は、もう一つ大切だという気がするんです。それで、官民連携の組織をつくるというときに、単に団体の長とかばっかり声かけるんじゃないで、やっぱりずっと一番末端の人たちまでそういう考え方が浸透するようなことを何か考えないと、これは一過性のものに本当終わってしまうんじゃないかと私は思う。本当に、県民の一番

末端の人たちが、宮崎のことを本当に誇りに思って、そして、宣伝して、県民が外国人にもそれを何とか説いてやろうっていうぐらいの気持ちにならんと。何かその辺のところを末端まで落とすような工夫を、私はすべきじゃないのかなという気がするけど、どうですか。

○井手総合政策課長 これまた先ほどちょっと申し上げましたように、部会っていうのを下のレベルでつくっていかうとしてます。ここには、代表的に3つ掲げてますけど、この中はさらに小さく分かれていくのではないかなというふうに思っております。部会においては実務者のレベルでやっていきたいと思えますし、それぞれの各地域において、県民の皆さん方と直接対話をするような機会も設けられたらというふうに考えております。

○井本委員 ちょうど記紀1300年の事業も重なってることだから、これにきちっとあわせて。私も本当に申しわけなかったんですけども、宮崎は天皇家が出たんだという雰囲気、認識を持つて県民はたくさんじゃないよ、聞いてみると。「天皇は宮崎から出たんだよ」って言われて、「あれ」って言う人もやっぱりおるよ。だから、本当、その辺をびしっと誇りに持って言うような宮崎にしないといかんのじゃないか。

それともう一つ、知事が至るところで開会式に天岩戸開きをやったらどうかということを宣伝してるみたいけども、これについてはどんな進行ぐあいですか。

○井手総合政策課長 東京オリンピック・パラリンピック開会式で、天岩戸開きをモチーフにした何かができないかという、これは知事の発案でございまして、せんだって、九州の経済人の皆さん方が集まった阿蘇での会議のときに、知事から直接プレゼンをさせていただいたとこ

ろでございまして。事あるごとに、オリンピックの組織委員会等にも陳情に参りますけれども、その折にもこういうお話をさせていただこうと思っております。

これは特に、本県にとって、直接的に何か経済的効果があるかどうかということはよくわかりませんが、やはり日本の由来でありますとか、もしくは、本県にとれば口蹄疫なんですけれども、日本にとりましては東日本大震災という非常に大きな災害を受けたところから、改めて復興なり新しい光を求めていくという、そういうモチーフからすると、東京大会の意義と合ってるのではないかというのが我々の考えでございまして。

○井本委員 知事だけが宣伝するんじゃないで、県と一体的になってやってるの。

○井手総合政策課長 先ほど申しましたように、いろんな会議の場で、特にこのオリンピックとか、もしくは経済界の皆さん方が集まる会議の場で、こういうことを考えており、ぜひ皆さん方も一緒に取り組んでいただきたいというようお願いをしてるところでございまして。

○井本委員 わかりました。

○坂口委員 ちょっと関連してなんですけど、実際、オリンピックになると、テレビで毎日、東京っていう地名が世界中に発信されるわけですよね。その中で、やっぱり日本の紹介となると、京都あたりがちょろっと出たりとか、あるいはほかのそういったところが出るんですけど、それが日本だっていうイメージを世界に植えつけてしまう。だから、東京だけが日本じゃないよって、京都だけがふるさとじゃないよっていうようなところで、いかに今言われたような、日本のふるさとっていうイメージを世界に宮崎が発信し切れるか、テレビに乗つけられる

かどうかだと思っんです。合宿をして、そこに来た選手たち何十人が、これが世界に情報を持って帰れるわけじゃないわけで、本気でこれをやろうとしたら、そこんところ一工夫要るっと思っんです。今言われるように、知事がオリンピックに向けての聖火の出発がどうのとかそのレベルじゃあ、やっぱりちょっとこの理念にはとてもじゃないけど届かないって気がするんです。だから、そののところをやっぱり今後、どう取り組もうとされてるのかっていうのを、考え方だけでも聞かせていただければと。

○井手総合政策課長 東京オリンピック・パラリンピックの大会に向けて、国の組織委員会——東京都も入っていますけど——等で言われていることは、この東京大会の効果を日本全国に波及するのがやっぱり政府としての考え方ということです。

したがいまして、2020年に向けていろいろな文化プログラムを各地域でやっていくと。それについては、各省庁にそれぞれの本部を設けると閣僚会議の中で言われていますので、地方の声をちゃんとそこに届けて、地方に光が当たるように、世界に向けて発信できるような仕組みをお願いをしていかなければならないと思っしております。

近々の話だと、18日の東京オリンピックの関係府省庁の連絡会議というところで、ホストシティー・タウン構想というものが発表されました。それは、オリンピックに参加される国々に対して、ホストとなるようなタウン、シティーについて支援をしていくと。例えば、先ほどお話がありましたように、五ヶ瀬がカタールをお迎えしたいというふうに考えてる。だから、カタールのホストタウンとして五ヶ瀬は手を挙げている、そういうふうな発想でございます。

受け入れを希望する市町村とのマッチングをしてもらえるような仕組みが国にもでき上がっっておりますし、それをまた世界に向けて喧伝してくれるというようなお話もありますので、そういう機会を捉まえて、県内の各地域を打っていきたいと思っしております。

○坂口委員 タイミングとしては、幾つかある中で、それが一つあろうと思っんです。問題は、そこで何を宮崎として発信していくか。特に神話がかり的なことだったりしたときに——まず国際化と言っていいか、おもてなしと言っていいか、やっぱりその本質というのは、英語が話せる、フランス語が話せるというようなものではなくっつて、宮崎県はこういう県なんだという認識を県民が共通認識として持つてる。宮崎っつてこういうところなんだということ、もうぶれることなく持つてるという認識です。これは、認識の一本化というか、共有化というか、これがすごく大事で、やっぱり国際化というのは言葉じゃないと思っんですね。いかに我々が本物と信じるものをどう、日本語でもいいし、身振り手振りでもいい。それを知りたがる人は、やっぱり努力をして、日本語を覚えてでも知ってもらえるような、それだけ魅力あるものを情報として、共通に出っしていけるかということだけ、ばらばらなんです、今。天皇が宮崎から出たんだよっつて、「いや、そんなばかな」とか、美々津から船が出たんだよっつて、「そんな船、そのころあるわけない、沈んでしまっだろう」とか、そういう認識じゃやっぱりだめだと思っんです。だから、そののところ、なかなか、ソフト部分で難しいと思っんです。これは、まだ今からの課題だと思っんですけど、ぜひまた検討にでも加えていただければ。

○井本委員 私は、「天皇家のふるさと宮崎」っ

てやれと言うのに、いつまでたっても「神話のふるさと宮崎」。だれが聞いたってぼうっとするような印象で、天皇家のふるさと宮崎と言うと、誰も文句言うやつおらんせんというのに。何かインパクトがない。どう思うかな。次長、ちょっとお願いします。

○永山総合政策部次長(政策推進担当) 私も、そういう地域だというふうに思ってます。それをどうアピールするのか、社会全体、世界全体に向けてどうアピールすればいいのかというのは、恐らくさまざまな意見があるんだろうと思ってますけれども、宮崎にとっては大きな財産ですから、しっかりとアピールはしていきたいと思ってます。

○井本委員 だから、本当、その旗をかえなさいよ。もう一回、全庁的にちょっと検討してみてください。

○永山総合政策部次長(政策推進担当) 神話について、今、商工観光労働部、しっかり取り組んでおります。ますます頑張ろうということにしておりますので、その成果については、ぜひ温かく見守っていただきたいというふうには思いますが、どうすれば宮崎を——先ほど坂口委員からもありましたけれども——県民が共通して語れるようにするには、端的にどう表現するのかということについては、しっかり検討はしていく必要はあると思ってます。

○井本委員 頼みます、本当。

○有岡委員 パラリンピックという視点でちょっとお尋ねしたいと思います。障がい者の皆さんから、宮崎のそういう施設が不足してるとか、いろいろ意見がありまして、このおもてなしの環境充実ということで、移動しやすい環境づくりとか、宿泊施設等の受け入れ、機能の充実という視点で考えたときに、この48の団体

ですか、連絡会議、この中に、そういったものをある程度理解している団体というのは、社会福祉協議会ですか、こういったものがあると思うんです。やはりそういう利用者を、利用する側の立場で意見をいただくようなシステムをつくらないと、実際にどういう部分が不便だということがなかなかわからないんじゃないかと思うんです。

そういう意味では、この大きな団体はいいんですが、細部の、先ほどクロスオーバー方式だとおっしゃいましたが、当事者たちがどういうふうなサービスを受けることが安心だということまで踏み込んでいかないと、本当のおもてなしプロジェクトにならないんじゃないかと思うんです。そこら辺の踏み込んだ、今後のスタンスというのはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○井手総合政策課長 総合政策部としては、これまでもユニバーサルデザインのまちづくり等、やってきたところでございます。その取り組みの成果がいかほどまで来てるのかというのはともかくとして、このオリンピック・パラリンピック、特にこのパラリンピックというところを捉まえまして、障がい者の方のスポーツ施設の利用、もしくは、まちそのものが障がい者の方々もちゃんと移動しやすいような空間になっているかどうか、そこを本気でやっていくいい機会にしていきたいと思っております。

○有岡委員 よろしく申し上げます。

○十屋委員 ソーシャルメディアの話があったんですけど、どなたも言われないうで。一生懸命説明したので1つだけ。

先ほどの東京オリンピック・パラリンピックと関連するんですが、このソーシャルメディアをどういうふうを活用するかということも一つ、

先ほどから坂口委員、井本委員が言われるように、県民に対する情報の共有と、それから意識——実際、宮崎県の姿というのを県民に対して情報発信していくと。これも大事なツールの一つかなというふうに、関連づけて思ったんです。これとしては、たくさんアクセス数があったりとか、動画サイトもあったりするのですが、それをメインにしたような情報の発信の仕方っていうのは、まだ考えてらっしゃいませんか。

○日高広報戦略室長 オリンピック・パラリンピックという点については、このメディアでもってどういうふうにしていこうということ——具体的にしたものはまだ、正直言ってございません。

先ほど坂口委員もおっしゃいましたけれども、世界に訴えていく上では、やっぱりマス媒体としてはテレビにまさるものは実際にはない状況ではありますが、テレビに乗っかっていくまでのムーブメント、あるいは口コミの盛り上げ、こういったところで注目を浴びるかという点において、このソーシャルメディアが果たす役割というのは期待できるのではないかと考えております。

今後、県を挙げて、一体、宮崎はどういうものに重点のコンセプトを置いて、どういうものを集中的に打ち出していくか。そういったものがまとまってまいりましたら、そこを中心に、集中的に強調して打ち出しをしていくと。そういった展開が必要になってくるのではないかと、我々もそういう認識は持っておるところです。

○十屋委員 県行政とすると、いろんなサービスの範囲が広がったり、発信しなければならない情報がいっぱいあるので、なかなか厳しいのかもしれませんが、やっぱり今、世界と結びついているのは、マスメディア。その当日と前後の

期間、それ以外の期間はどうしてもこういうメディア媒体が中心になると思うんです。だから、事前の情報をどんどん提供することによって、当然、関心も高くなってくると思うんで。今からでも早速、どういう形でこれを生かしていくかっていうのを練っていただいて、公式のホームページもそういう一つのコンテンツをつくって、そこから発信する部分。そして、日々の業務の中から、ここのいろんな部会があるという、そういう情報発信とか、そういうものをどんどん、もう垂れ流し状態でいいからやっていただくと、何かしら関心を持って見ていただけたのかなと思います。ぜひ早急に、また計画をつくっていただいて、取り組んでいただきたいなと思います。

○河野副委員長 消費者センターのほうでちょっと質問ですが、このインターネット情報サイトの相談件数が顕著にふえ出したのは何年でしょうか。

○高藤消費生活センター所長 インターネットの情報サイトは、23年度からは、苦情件数としてはずっとトップなんです。

ただ、21年度、22年度も、第2位を占めていまして。10年ぐらい前かなと思うんですけど。最初のころがどうかというのは、手元に資料がなくてわかりませんが、過去5年でいうとずっと多い状況でございます。

○河野副委員長 結局、インターネットのこの相談に対して、相談員のスキルが追いついているのかなっていうのが……。

○高藤消費生活センター所長 ネットの世界は、日進月歩でございます。何ていいますか、次から次に新しいタイプのトラブルがありまして、特に最近では、子供のオンラインゲームのトラブルです。これの解決に、去年はちょっと苦労

したのが一つございました。

そういう意味では、宮崎県の相談員としては、一応何とか追いついていておりますが、法律が一部追いついていないのかなという部分もありまして。私どもとしては、そういうネットの世界がどういう仕組みになっているのかというのを、常に相談員も、自分でスマートフォンを買って、ゲームをやってみたりとかしながら、技術を磨いてるというような状況でございます。

○河野副委員長 教育委員会も、やっぱり今、ネットの、子供に対しての問題が非常に多いということであり、情報教育ということで、教師のスキルアップということを質問したときに、やっぱり追いついてないという。そこら辺を追いつくような手を打っていかないと、結局、相談はしたけれども、未解決のまま。消費者センターの存在価値っていうんですか、これをやっぱり検討していただきたいなというのがまず1点です。

あと1点です。私もソーシャルメディアのほうで。フェイスブックにみやざき犬というのがあると思うんですけど、これの関連は。県とみやざき犬のフェイスブックというのがあると思うんですけど、その確認をちょっとしたいと。

○日高広報戦略室長 例えば、県のホームページから、県が管理しているフェイスブックと、あるいはツイッターとソーシャルメディアのページに移ることができますけれども、県のホームページで載せておるフェイスブックページにつきましては、まず、宮崎県広報という私どもが運営しているページがあります。恐らく、おっしゃられる宮崎県というのは、この県……。

○河野副委員長 「犬」のほうです。

○日高広報戦略室長 「犬」のほうですね。

○河野副委員長 「犬」のほうです。済みませ

ん。

○日高広報戦略室長 みやざき犬のほうは、オールみやざき営業課が、課として独自にアカウントをとって開設しているホームページであります。

○河野副委員長 そのアクセス数、比較するといかがなんでしょうか。

○日高広報戦略室長 みやざき犬のほうのフェイスブックのページにつきましては、購読者数を示す「いいね！」の数が1万526件となっております。私ども、広報戦略室のページにつきましては、資料にありますように、3,450という状況になっております。

○河野副委員長 あとちょっと一つ、結果としてあらわれてるのかなというか。実は私ども、県のフェイスブックといったら、みやざき犬のほうにちょっと行ってしまおうというか。やっぱり熊本のくまモンのあの動き、あれが毎日発信されてて、知事もそれに乗っかったりとか、そういう状況で、県の出来事がわかりやすいですね。くまモンに乗っけて、そういう出来事なんかを。そういう、あと一工夫っていうのがあれば、より県の広報に生かせるんじゃないかなっていう気がしました。以上です。

○日高広報戦略室長 おっしゃるように、キャラクターの強さというのは、非常に私どもも痛感をしておるところです。

熊本県も、くまモンを前面に押し出して、非常に多い購読者数を獲得しておるところであります。そういったところもヒントにしながら、私ども、県庁のフェイスブックページにつきましても、購読者の拡大に努めてまいりたいと思っております。

○坂口委員 最初の旅券の件なんですけど、このとき、外務省はどんな動きっていうか、対応

をしてくれたんですか。

○安田総合政策部次長（県民生活担当） 県でやってる事業ですので、状況については外務省に報告をしながら、基本的には県のほうで対応をしたということになっております。

○坂口委員 外務省っていうのは、邦人をあくまでも守って、その人の利益を守るっていう責任があると思うんです。だから、こういう事情だから入国をさせろって最大限の努力を外務省がやったかやらないかです。その人は、利益を失ったわけですよね。そういうのを守るがための外務省だから、そのときどういう働きを外務省はやったのかというのを。

○安田総合政策部次長（県民生活担当） 私どもに報告が来たのは、結果としてもう入国ができずに帰国をされた後、いわゆる旅行代理店からの報告でした。言われてるのは、多分、現地での入国の際のことだったんですが、そのあたりについては、詳細はちょっと今のところ把握をしておりません。

○坂口委員 もちろん今後万全を期さなきゃだめなわけですけど、それでもあるのがエラーですよ。そのときに、やっぱりその人の目的を守るためには、最終的には県であろうと、市町村であろうと、海外で起こったことに対しては、大使館なり領事館なり、そこがその人を絶対守んなきゃだめなわけなんです。そのためのビザであり、あるいは入国管理に係るいろんな手続をして、その人を信頼して出ていったわけですから。これは、やっぱり県としても、何をやったのかということ徹底して外務省に問い合わせ、ここを把握して、注文をつけとく必要があると思うんです。

それから、そういう場合に、その人は、ひょっとしたら守られたかもわからない。自分の申告

の間違いではあるけれども、とにかくそれで通ってしまったと。オーケーが出て、入国できると思って、それを信頼して行ったと。だから、そこで賠償とか補償とかいうものが出てくると思うんですけど、これに対しては何らないんですか。

○安田総合政策部次長（県民生活担当） まず第1点目の、いわゆる外務省については、そのあたりは、委員がおっしゃるとおり、大変重要な問題だと思ってますので、しっかりと今後を含めて対応してまいりたいと思ってます。

今言われました賠償、いわゆる本人へのことなんですけれども、まずは、大変申しわけなかったということでおわびをして、今後の対応——例えば、いわゆる職権での新しいパスポートの発行を含め対応してまいります。今おっしゃいました損害賠償につきましても、他県の事例等を見ましても、そういったことも発生しておりますので、そのあたりについては御本人にしっかりとお伝えして、必要な対応をとっていきたいということで、お話をさせていただいております。

○坂口委員 やっぱり御本人の理解、それから納得——少なくとも不満とか不審をここで残させないような対応というのは、必要かなと思いますけど。

○安田総合政策部次長（県民生活担当） 御本人に対しても、今おっしゃったような対応をしっかりとやってまいりますし、改めて、こういったことが二度と起こらないように、原因も含めてしっかりと分析し、きちんとした体制で進めてまいりたいというふうに思ってます。大変申しわけありません。

○松村委員長 では、私のほうから一言、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

東京オリンピックおもてなしの県の構成団体の件で、これは、団体の中にオリンピックで金メダルをいっぱいにとってらっしゃって、一番経験値の高い旭化成は入ってらっしゃるんですか。

○井手総合政策課長 旭化成さん、個別企業さんは、この連携組織そのものには入っておりません。

ただ、非常にアスリートを抱えていらっしゃる団体なので、個別の部会のところではいろいろ御助言をいただくというふうに考えております。

○松村委員長 個別の団体で、宮崎銀行とか太陽銀行さんとかが入ってらっしゃったんで。スカイネットアジアもそうですし、こういう何とか支店も入ってますから、当然もう、一番の企業、宮崎県を代表する、金メダルを一番ととる企業でもございますので、あるのかなと思いましたが。また個別の専門部会等でやってほしいと思います。

もう一つ。先週でしたか、特別委員会のほうで旭化成さんを尋ねて、中村さん——柔道部の副部長でしたかね——のお話を聞いたんですけども。来年か何か、宮崎県で、体重別じゃなくて、全日本柔道大会ができるかどうかということで、宮崎県の武道館を調査したということですね。これが、すばらしい施設だということでもございました。何か、一遍に6つの競技ができるスペースがあるかどうか、ぎりぎりだけれども、でもすごくいい施設ですということでも、可能性について検討したいということでもございました。これも、将来につながりますし、合宿等とかいろんなケースもあると思うんです。宮崎県にいらっしゃるわけでございますので、ぜひとも連携して進めていただければなと思います。これは、意見ということにしておきます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようでございます。

それでは、その他について、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようでございます。

それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時9分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、総務部、報告事項の説明を求めます。

○成合総務部長 おはようございます。総務部でございます。本日の説明事項は、防災拠点庁舎整備に係る「県庁5号館のあり方」について、1件でございます。

庁舎整備につきましては、ことしの4月に総務課内に整備室を新設いたしまして、現在、7名体制で庁舎の具体的整備案となる基本構想の策定に鋭意取り組んでいるところでございます。

この中で、県庁5号館のあり方についての検討結果を本日報告させていただきます。

詳細につきましては、担当室長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 それでは、委員会資料の1ページをお開きください。

防災拠点庁舎の整備に関しまして、これまで検討を行ってまいりました県庁5号館のあり方につきまして、御説明いたします。

まず、1の経緯であります。県庁外来者第一駐車場に整備予定の防災拠点庁舎につきましては、防災拠点機能を最大限に生かすために、庁舎北側の防災広場を広く確保する必要があることから、可能な限り敷地の南側に寄せて配置することが適切であると考えております。

この場合に、県庁5号館が支障となる位置にあることから、保存の可否を含めまして、そのあり方について検討を行ってきたところでございます。

下のほうに、昨年度策定いたしました基本方針から抜粋をしました配置イメージ図を載せております。肌色の網かけの部分が防災拠点庁舎でございますけれども、できるだけ南側に配置することによりまして、庁舎の北側、ピンクの色で示しておりますけれども、このオープンスペースを防災広場として広く確保でき、有効活用が図れると考えております。

2ページをお開きください。

2の5号館の概要、(1)建物の概要であります。昭和元年に建設されておりました。昭和7年に建設されました県庁本館より歴史のある建物でございます。建築面積が約400平米、延べ床面積が約850平米、鉄筋コンクリートづくりの地上2階、一部地下1階となっております。

平成14年からは、文書センターとして活用しておりますが——ここには記載しておりませんが——もともとは宮崎農工銀行の社屋として建設されたものでありまして、吸収合併によりまして、昭和9年に日本勧業銀行宮崎支店、そして昭和46年に第一勧業銀行宮崎支店となりまして、昭和61年に、この支店の移転に伴いまして、県が土地、建物を取得しております。

また、お手元のほうに追加の資料としまして、5号館の現況写真をお配りしております。それ

ぞれ1階、2階と、こういう形で、現在の活用状況について写真を載せております。後ほどごらんをいただきたいと思います。

次に、委員会資料に戻っていただきまして、(2)の昨年度末に実施しました構造安全性等の調査結果でございますけれども、構造体・部材ともに著しい劣化が確認をされております。現状を維持しながら保存・活用を図るには、4億円程度の改修費用が見込まれております。

また、内装につきましても、創建されたときの半数以上は撤去されてるという状況でございます。

次に、3の5号館の歴史的・景観的価値でございます。本県では数少ない昭和初期の近代建造物でありまして、れんが調でありますとか、ルネッサンス風の装飾・外観が特徴的で、本館や楠並木と調和した景観を形成しております。平成20年には、本館とともに宮崎市の景観重要建造物に指定をされております。

次に、4の5号館のあり方についての検討でございます。

この歴史的・景観的価値を踏まえまして、5号館につきましては、今後も保存・活用をしていきたいと考えております。

その上で、最適な保存方法につきまして、(1)の方針にありますように、1つ目としまして、防災広場のスペースを十分確保するなど、防災拠点機能の制約をしないと。2つ目としまして、保存・活用のための費用を極力抑えと。3つ目としまして、本館や楠並木などとの一体感を強めまして、良好な景観やまちのにぎわい創出に配慮をすると。4つ目としまして、来庁者や観光客が魅力を感じる活用を図るといふ、これらの観点に基づきまして、総合的に検討を行ってきたところでありまして、(2)の検討結果に

ありますように、5号館につきましては、解体後、外装材の再利用を図りまして、防災拠点庁舎と一体的に整備・復元するという保存方法をとりたいと考えております。

3ページをごらんいただきたいと思います。

5号館の保存イメージを掲載しております。防災拠点庁舎の北西部分に、日本庭園に隣接する形で保存・復元したいと考えております。

また、右側の米印にありますように、概算事業費につきましては9,900万円を見込んでおります。これは、解体費、復元費用等の経費でありまして、本体工事につきましては、防災拠点庁舎と一体的に整備することで、費用を抑えることができると考えております。

この保存・復元方法のメリットとしましては、北側にまとまったスペースを確保できまして、災害時の大型車両の駐車スペース、あるいは平常時の行事・イベント等への活用が図れるということ。復元することによりまして、現在の外観を損なわないということ。利便施設や一時避難所など、防災拠点庁舎の機能の一部として活用ができること。そして、4つ目になりますけれども、日本庭園寄りに配置することで、本館や日本庭園・楠並木などと一体的な景観を創出することなどが挙げられると考えております。

(3)のその他でございますけれども、5号館の具体的な活用方法や詳細なレイアウトにつきましては、今後、引き続き検討を行うこととしておりますが、内装につきましても、建設当時から残ってる部材につきましては活用を図っていききたいと。そして、レトロな雰囲気が出るような工夫も行っていききたいと考えております。

また、現在入居しております文書センターの移転場所、あるいは移転時期につきましては、今後検討を行っていききたいと考えております。

最後に、5の今後の防災拠点庁舎に係るスケジュールでございますが、基本構想につきましては、本常任委員会に御報告させていただきまして、御意見をお伺いした上で、本年11月下旬には策定をしたいと考えております。その後、基本・実施設計に着手をしまして、29年度に建設工事の着工、30年度の完成を目標としております。

今後とも、早期整備に向けて取り組んでいききたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

説明は、以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○井本委員 これはあれですね、私は移動するのかもしれないと思うたら、一遍壊して、要するにもう一回建て直すという発想やね。そう思うていいんだね。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 一旦解体をした上で、外部の外装材等については、復元をするという手法をとりたいと考えております。

○井本委員 ちょっと勘違いしておりました。簡単に言えば、できるだけ建設費用を抑えようということで、新しく庁舎をつくるので、そのついでにつくったらどうかという発想やな。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 今の位置にございますと、そのまま防災拠点庁舎を整備した場合——5号館は非常に歴史的・景観的価値もございまして、また、楠並木、あるいは本館と一体的な景観を形成しておりますけれども、防災拠点庁舎のちょっと後ろ側といいますか、陰に隠れてしましまして、一体的な景観が損なわれるということもございまして、なるべく庁舎の北側、楠並木側に持っていきたいということもございまして、今回のような計画になったところ

でございます。

○井本委員 だから、一体的というなら、やっぱりこっちの本館のほうに移すのが、本当は建物の雰囲気からして一番ぴったりよね。今度新しくできる防災庁舎の横につくるわけでしょう。全然そぐわんような感じがするんだけどね。この経費の都合上、そういう発想になったの。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 3ページの保存イメージを見ていただきますと、5号館をちょうど楠並木の南側、庁舎の北西側に配置することによりまして、その前のほうに広場をつくる、まとまった区画をつくることができまして、ここでいろんな行事とかイベントもできますし、また日本庭園との一体感もできるというメリットもあろうかと考えております。

○井本委員 いやいや、どうしたって新しい庁舎というのは、スマートな、あるいは近代的な建物の横にぽんとできるわけだから、どうしても私は、景色的にはそういうそぐわないものが建つとるなというのは免れないと思うけど……。やっぱり一番いいのは、本館の横に建てるのが一番ぴったりだなという気がするけどなあ。そういう発想はもちろんあったんだろうけど、経費の問題か。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 おっしゃるように、経費的な問題もいろいろ勘案しましたけれども、古い建物と新しい建物の一体的な整備になるんですが、今後設計等でデザインを工夫することによりまして、一体感を損なうことはなく整備をしていきたいと考えております。

○井本委員 そうですね、何か前からくるくる変わるからよ、また変わったような気がするんだよ。どうももうここは、変わりようがないのかもしれないけど。もうちょっと、大丈夫か、これで。将来、やっぱりあっちに建てたほうがよ

かったなという話になるのではないかなと思うて、心配しとるわな。ちょっと金はかかるかもしれないけどね。部長、その辺はどうなのか。

○成合総務部長 この5号館については、やはり多様な意見があろうかと思えます。当初は、井本委員の御指摘のように、そのまま文書センターとして残しておくというような配置で考えたのですが、いろんな意見を聞きますと、やはり11階建ての大きいビルの南側になり、裏に隠れてしまうと。そのまま活用するとすれば、もう文書センターしかないんですが、非常に大きな建物に隠れてしまって、逆に目立たなくなってしまうと。残すとすれば、委員がおっしゃったように、別の場所に移転する、あるいは、防災拠点庁舎とあわせて整備するという方法があるんですけど、いずれにしても、先ほど室長が説明しましたように、非常に劣化しておりまして——昭和元年、もう90年弱たっておりまして、かなり劣化が内装を含めて進んでおりますので、かなり手が要するというのと。

それから、他県で事例がいろいろありまして、そういう古い庁舎をそのまま生かして、新しいビルディングを建てる。例えば、横浜地区あたりは、非常にそういう建物が多くて、古い建物を生かして、先ほど室長が説明したような、新しい建物とマッチングさせるようなデザイン、例えば横浜地方簡易裁判所あたりがそういう建物で、生かされているというお話も聞きますし、いろんな事例がございます。

委員の御意見も踏まえて、これは、あくまでも案でございますので、また再度検討したいと思うんですけど。ただ、文書センターは、銀行だったという歴史的な価値を内装的にはちょっと残しておりませんで、あくまでも景観重要建造物に指定されておりますのは外側だけ

と、外壁だけということでございますので、外壁はそのまま残して、内装はできる限り当時の面影を残して、県民の方が今よりも活用できるような——文書センターの問題はまた検討しますが、例えば県民のくつろげる場所にするとか、何らかの形でより活用できるように検討していきたいということで、御理解をいただきたいところでございます。以上でございます。

○井本委員 前、あそこのパースを見たことがありましたよね。何か、そういうパースを描いてきて見せんと、ようわからんでよ。あれと同じ、昔のパースのところにぽんと建つんじゃろうなんて思うからよ。ある程度そういったようなパースを見せてもらわんと。変なものが、そぐわないものができるのではないかなと心配するわけだから、その辺は大丈夫ですな。

○成合総務部長 委員からの御指摘のありました、一体感のある、変な建物にはならないように。例えば、私がちょっと見たのは、その横浜地方簡易裁判所なんですけど、色合いとか、デザインとかをマッチングするということで考えていきたいと思っております。

○井本委員 よろしく。

○坂口委員 最終的には財源の問題。財政、一番問題と思うんです。

今は、デザインはこれから工夫するっていうこと——全ての、そこの一つの背景まで含めた中でどのように、均衡性なり整合性なりをとっていかかって、これが一つあると思うんです。

もう一つには、やっぱり今のこの材料もそうですけど、建築の技術、こういったもので一体的な構造物ですね。だから、今回の耐震構造で、しかも、震度6強だったですか、まだ耐え得る、1.5倍ぐらいの強度を持ったもの。それと同

等のものが、今のジョイント工法を考えれば、幾ら古いものでもできるっていうメリットが一つあるっていうのをやっぱり説明しないと、なかなかこちらは理解しづらいっていうのがあるんですね。

それからもう財源、何度も言いますように、今も圧倒的に、もう2割、3割の財源で、あれを曳家でやるということと、でき上がったものの強度の問題なんかを比べれば、もう比較にならないほど有利だっていうのを、やっぱり合理的な説明が一つ要るのかなと思うんです。

問題は、その後のことで、もともとあそこを文書館として、ある資料類を保存するスペースとしてつくっておったから、まず、あれをくっつけたら、もうこの機能はなくなってしまうと思うんです。

というのが、あそこは全国でも、何かやっぱり、その価値とか貴重さとか重要さから見たら、宮崎県は圧倒的に有利な幾つかの文書類を持ってる。この保存というのは、何にも増してやっぱり最優先せんといかん。それは、まず水から守らんといかん、火から守らんといかん。それと人から——この前の「アンネの日記」ですか、みたいなことから守らんといかん。一度これをなくしてしまったら、もうこの世に2つと存在しないものも幾つかあったと思うんですけど、その保管をどこでやるのかということ。これは、もうこの人が出入りする場所からは絶対離すべきだと思うんです。だから、また今後、その作業が出てくると思うんです。

だから、ここはあくまでも、外観を残していくんだと、そのための財源をやっぱり最少に絞っていくんだっていうこと。そして、それを保存するスペースも、新たに捻出していかないかんのだっていう、この2つの財政の問題があるっ

ということも、議会に対して説明をしていただかないと。ちょっと今、井本委員が指摘されたように、何かわかりにくいんです。

だから、今まであそこが持ってた機能、それだけの十分な機能はもう持ってもいなかったんでしょうけど、それをまず機能がえをするんだってということと、県民開放型になるんだって。それから、今の建築とか、これからのデザインで十分、そういった心配点はカバーできるんだってということと、新たにこれ以外にまた必要となる財源が——それは貴重な、あるいは重要な書類を保存するための、やっぱり今度はスペースをまた確保せんといかん、財源が要るんだってということをわかりやすく説明してもらうことが必要かなと思うんですけど、そこが今の時点で整理されていけば、大まかでも教えていただければ。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 坂口委員のほうから御指摘がありましたように、今、私どものほうでも何パターンかいろいろ検討させていただきまして、曳家で移転する方法、そして、今回みたいに新しい躯体を整備して、外装を再利用するような形、そして、井本委員のほうからありましたように、場所につきましてもいろいろな場所を想定して検討してまいりました。

その中で、やはり、我々、コストをどれだけ抑えるかということは非常に大きな問題ということです。今回、3ページの上のほうにございますように、一体的に整備することで、躯体費用等につきましては、庁舎整備の中に取り込めて、追加費用としてこの9,900万で済むということで、今回、この案がふさわしいのではなからうかと考えたところがございます。

そして、2点目の一体的に整備することの構造的な問題はないのかという御指摘をいただい

たところであります。委員からありましたように、今回、11階建ての高層と、そして2階建ての低い建物を一体的に整備するという一方で、地震があったときに、やはり揺れ方が違う、お互いに影響が出る可能性もあるということで、先ほどジョイントというお話がありましたが、エキスパンションジョイントというのをつなぎ目に接合させる、そういう工法がありまして——これは、一般的に工法として用いられているということで——これによりまして、耐震性能にも問題は生じないのではなからうかと考えております。

そして、3点目、文書館のことについてお話がありましたけれども、私どもも、この文書センターの、明治時代からの非常に歴史のある、価値のある文書を多数保存しているものとしましては、この保存のあり方につきまして、非常に重要だと考えております。今後、移転場所、そしてその整備手法等々につきまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。以上です。

○坂口委員 ぜひやっぱりそこに目を向けて、認識されており、安心したんですけど。この古文書類は、全国でもまれというか、もう全くほかに代替品がない、国会図書館にすらないようなものが幾つかあると聞いてるんです。だから、これをしっかり保存していかなきゃいかんっていう。そのためには、燻蒸から、あるいは火災なんかのときに水をかけることもできないですよ。だから、そうなったときは、やっぱりこれは、それなりの箱が要ると思うんです。

だから、このことをひとつ検討に入れていただくことと同時に、これは、前回の一般質問のときに気づいたんですけど、そんなものを宮崎は持ってる。これは、空襲がなかったとか、い

ろんなことが幸いしたんでしょうけど。それと逆に、今度は江戸時代に上るその前の記録が、そういったものが全くないんです。だから、これの調査も兼ねて、今後、何らかのプロジェクトなりを立ち上げて、その中で文書保存館なり資料保存館なりというものの場所の選定から、また箱のあり方というのを——お金が次から次に要る中で、大変でしょうけど、検討ぐらいはこれと並行してやっていくことがやっぱり必要かなと思うんです。

これは、もし何か答弁ができれば答弁いただいて。そして、今後の課題ならまた今後の課題として、これは要望にとめておきます。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 ありがとうございます。この文書センターのあり方につきましては、我々も、先ほど申しましたように非常に重要だと考えておりますので、これは、関係機関、あるいは文書センターとも、そして我々、あるいは文書担当を含めて、引き続き検討していきたいと考えております。

○十屋委員 何点かお尋ねいたします。あり方の方針等の検討のところ、一番最後の4番の利便施設や観光施設等の来庁者というところがあって、先ほどちょっと部長のお話があったんですが、まだ具体的にはなっていないと思うんですが——例えば、いつでしたか、渡辺議員が、何かそういう、人が集まれるような、カフェ的なものという話もあったんですが、そういうことも一応検討の対象になるのか、どういうふうなことをちょっと基本的に考えてらっしゃるかという話をお聞かせいただきたいと思います。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 5号館の今後の活用方法についてでありますけれども、やはり来庁される方の利便性を考慮した施設としましては、例えばカフェとか、あるいは軽食ができ

る、あるいは喫茶室等の飲食施設でありますとか、あるいは売店でありますとか、もう一つ、物産館ということも検討の材料に入ろうかと思っております。

これらにつきまして、我々としても、せっかくこの位置に配置しまして、広場とか、あるいは日本庭園と一体的な活用も図れる施設になりますので、今後も引き続きこれについては、できるだけ早く方向性を出したいなどは考えております。

○十屋委員 そしたら次に、先ほど井本委員からもあったんですが、新しい建物と古いこの5号館の一体感ということで、我々もいろんな県外調査に行かせていただくと、近代的な大理石のつくりとか、いっぱいあるんです。その中でふと思うと、これが宮崎の「お城」と言うたら失礼ですけども、そういう宮崎を代表する県庁、建物——宮崎でイメージされるもの、どういうふうなコンセプトを持って考えるか、デザインを考えるかによって、この5号館のあり方とか、役割とかも出てくると思うんです。

例えば、いろんな議論があるように、昔から言われるように、「太陽と緑」という、そういう話になるのか、「神話と伝説」になるのか、「天皇のふるさと」になるのか、それはもういろいろ考え方があるんです。そういう宮崎というものをイメージできる、行ったら、「ああ、これ、宮崎だよな」というような、その考え方でやっぱりデザインを考えてほしいなと思います。

その中であって、やはり宮崎というと、木質化も当然なんですけども、ある程度——この前、どこですかね、群馬ですかね、どっかへ行ったら全部ガラス張りで、カーテンがしてあって、相当エネルギーを使うだろうなと。CO₂、環境に配慮して、やっぱりそういうものも含めた

ことまで検討しておかないと。この時代に課題となってきた21世紀の環境問題とか、木質化とか、そういう自然エネルギーとかの考え方、その辺も含めて十分に検討してほしいなと思います。

見た瞬間に、あの1号館を見れば、ああ、宮崎だよねっていうのを思い描けるような、防災拠点、連携してやってほしいなど。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 今、デザイン、コンセプトという問題がございまして、その中で木質化というお話がございましたが、県産材の利用というのは、一つ大きな重要なポイントになろうかと思っておりますので、そこらあたりにつきましても、今後検討していきたいと考えております。

それと、デザインにつきましても、今後、設計作業に入っていこうかと思っておりますけれども、その中で、宮崎らしさというのを設計してもらう、専門家といいますか、建築家のほうからも提案をいただきながら進めていきたいと考えてます。

○十屋委員 建築家頼りになると、自分のやりたいように描くでしょうから、コンセプトというのは、やはり県民なり、これを検討する方々の、宮崎としての考えというのをしっかりとお伝えして、そのもとで建築家の方々にお願いをするなりしないと、建築家主体の話になってると、こういう宮崎らしさってイメージが全然違うと思います。

我々、宮崎に住んでいる県民のイメージと、よその方になると思いますが、そういう方々の考え方のずれというか、デザイン重視でちょっと、何ですか、近代的になり過ぎちゃってそぐわなかったりするといけないので、その辺も、やっぱりしっかり、発注する側が、考え方というのはお伝えしないとイケないのかなと思って

ます。そのあたりを十分に検討して、ちゃんと意思疎通ができてデザインをしていただけるようにやってほしいと思います。

○有岡委員 私は、文書センターの移転の話を、再度幾つかお尋ねしたいと思いますが、本来、この文書センター、移転というのは大事業だと思います。それが、まだこの検討をするということでは、この構想は議論できないと思うんですね。そういった意味では、この文書センターの移転というのは、庁舎整備室が所管してやっていかれるのか、そこら辺をまずお尋ねいたします。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 我々は防災拠点庁舎の整備に関して所管しておるわけなんですけれども、総務課の中の課内室という形になっており、この文書センターにつきましては、総務課のほうで所管をしておりますので、総務課全体で、この問題につきましては検討を進めていきたいと考えております。

○有岡委員 総務課のほうでは、この移転についての準備がどの程度進んでるのか、お尋ねしたいと思いますが。

○椎総務課長 移転先につきましては、当然、今年度、基本構想が立ち上がりますので、この中で、当然5号館の取り扱い、そして、その後の文書センターのあり方につきましては、並行して協議を進めております。

ただ、先ほど来お話が出てますように、県の非常に貴重な歴史文書等が保管されてまして、全国的に非常に貴重な資料でございます。今現在、6万2,000冊の本が、実際に資料が保管されておまして、これをいかに管理していくかという非常に大切な問題でございます。

そういう意味では、移転場所も慎重に、移転する場所をどういうふうにするか、地震等、津

波に対してどうするかということも当然考えていく必要があります、ある程度予算も必要になります。ですから、並行して今議論しております。

そういう中で、こういう機会は今後もあると思いますので、ぜひ委員の皆さんの方にも、文書センターの移設場所等につきましても、逐一必要な場合に御報告したいと思っております。

○有岡委員 僕は、説明の仕方が逆だと思うんです。文書センターを動かすということ、その計画を全部もうきょうの段階で出していく。この順序としては、この文書センターの移設ということが仮定してあるのであれば、その説明がないと、11月のこの基本構想策定に間に合わないと思っております。

今から議論ではなくて、もう既にセンターを移転するならするで、準備ができていない段階でないと、私は、この文書センターの安全な移設ができないんじゃないかと、大変危惧しています。

そういった意味では、逆に総務課が、ずっと準備をし、本来は、きょう説明をしていただく必要があったんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○椎総務課長 確かに、今の時点で、この場所に移転させていただきたい、あるいは本移転なのか、仮移転なのかという話もあり、そこまで本来この場所で御説明できればよかったんですが、ただ、先ほど来申し上げますように、これは非常に費用がかかります。場所の問題もございいます。そういう意味で、基本構想の御相談も今後させていただきますが、それと並行しまして、必ずこの建設が成功しますように、文書センターが新しい場所で機能するように、そういう場所設定を今後早急に進めていきたいと思っております。

○有岡委員 実際に移転をするための体制づく

りとして、技術的なものを含めて、マンパワーが必要なんです。そういった体制としては、総務課でやれるということでしょうか。

○椎総務課長 基本的に、総務課に、今お話ししました整備室もあります。整備室には、技術担当もおり、建設担当も置いておりますので、当然、その中で文書センターの移設先についてもあわせて検討していきます。我々には文書情報担当もございまして、そこが文書センターを管理していますが、この両担当が情報を十分共有し、交換しながら、文書センターの設置場所について検討しているということでございます。

○有岡委員 ある程度の打ち合わせはできてるというふうにお話は伺ったんですが、実務的な分野で、そういった話が本当にできてるのかどうか大変疑問なんです。これを進めていくため、タイムスケジュール的にはどの時期に説明いただける予定か、お尋ねいたします。

○椎総務課長 一応、タイムスケジュール的に平成29年度に着工を考えますと、平成27年度に移転場所の整備等をしないといけないと考えておりまして、そして、28年の上期ぐらいには、実際、文書センターを移設しないといけないかなど。今、そういうイメージではいるんですが、そういう中ではもう、今、委員がおっしゃいましたように、時間的には限られているということで、図面の場所、あと予算的なことを含めて、早急に検討してまいりたいと思っております。

○有岡委員 私は、11月にこの基本構想を策定、公表するというのであれば、少なくともこの段階では、文書センターの移転ができるという保証がないとオーケーは出さないと申し上げてるんです。

いかがでしょうか、委員長。例えば、文書センターをみんなで、どれぐらいの規模のものか

をやっぱり見てみる必要がある。こういう提案があれば、我々常任委員会としては、6万2,000という数とかおっしゃっても、どれぐらいの規模が必要かわからないわけですから、もう少し踏み込んで調査しないといけないんじゃないかと思っております。

○松村委員長 ちょっと待ってください。

○坂口委員 いやいや、今のは、あなた個人で。これは松形県政時代からの大きな課題だったんですよ。それで、もうやるところまで詰めたことがあるから、中ではもう整理されたものがあるんですよ。

ただ、防災庁舎というのは、僕らがスケジュールをせかしたんですよ。もういつ起こるかわからないから、早くやれっていうことで。だから、そのタイムの調整っていうのはこれからなんです。だから、おわかりになってないかしらんですけど、これだけの貴重なものを持ってると、これは、松形知事の大きい課題の一つでやろうっていうことで。だから、もう詰められたものがあるんです。そのことを説明して、これまで詰めておりますということで。あとはもう財源の確保と29年度着工に向けて、場所の選定とかそういう。

ちょっと今のは何もされてないっていうことが前提。我々は既に見てるから、もう中もわかっていますよ。だから、それは個人的におやりになればいいことで。

○有岡委員 はい。

○松村委員長 いいですか。

○椎総務課長 今、坂口委員がおっしゃいました件でございますが、これは平成12年当時、松形県知事のと看、文書センターの公文書館的機能について、どう今後取り組んでいくかというお話がございまして、その中で議論を進めまし

た。

その中で、結論としましては、今の5号館に、県内にある貴重な文書を1カ所に集めて、保存・管理していこうと、これが一番大切であるということです。その当時は公文書館を設置するのではなくて、公文書センターとして機能させて、その中で、これらの貴重な文書を保管・管理するとともに、一般県民の方にも、閲覧・提供していこうというお話がございました。その流れの中で、現在まで施設整備、保管・管理が進められているところであります。

○坂口委員 だから、先ほど、これがこの計画の延長線だけじっくり煮詰めていって、分離してやるべきことで、一緒にやるべきものじゃないって、僕は心得ているんです。だから、言われるように、今、有岡委員が心配するように、これを仮の保管場所を確保できるかできないかということの話だと思うんです。松形さんのときから始まった、この保存館の整備というのは、これは継続してきているわけです。あれはやめたということは、まだそういう報告は一切受けてない。だからあれは、休眠してるけれども、たまたま冬眠から覚めなきゃいかん時期に来た。それは何かといたら、防災庁舎というものが必要になった。これをじっくり検討しながらいこうと思ったけど、議会とかの要望もあって、これを前倒しでやらないといけなくなったということでのタイムラグです。

だから、とりあえずはそれをしっかり保管していって、それはそれとして計画をしっかりと詰めていきますっていう説明でないと、僕は整合性がなくなると思います。

○椎総務課長 おっしゃるように、これは本館の今後、将来像のこともあると思うんですが、それを踏まえまして、現在の文書センターを今

回の庁舎整備にあわせて、どこに移転させるかというお話を、今、先ほど来申し上げましたような経過のもと、部内のほうで詰めていきたいと思っております。

○有岡委員 では、要望だけ申し上げますが、文書センターの移転をする、いろいろなコストがかかってくるだろうと思っております。ですから、費用対効果を考えるときに、どれが一番いいのかを考えていただきたいと思ひますし、例えば日本庭園も、やはり見直しの対象に入れる必要があるということを申し上げまして、私は質問を終わります。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。ほかに質疑がないようですから、私のほうが、ちょっと二、三、質問をしたいと思ひます。

この中で、防災庁舎の建てかえってということが中心になって、どこに建てるか、あるいは駐車場のスペースが精いっぱい欲しいので、この5号館ということの取り扱いが起こってきたということになると思ひます。景観法に基づく重要建造物ということで、宮崎市が指定されますけれども、県庁舎本館よりもちょっと古いこの建物でありまして、宮崎県の中ではどういう位置づけにあるのか。宮崎市との協議とかの必要性が出てくるのか。また、宮崎市は、どう思っているのか、残してほしいのかわかりませんが、そのあたりはどのようになっているんですか。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 今、委員長からお話がありましたように、平成20年に重要景観建造物ということで指定をされております。当時、5号館と本館、一緒に指定を受けたわけなんですけれども、楠並木まで含めて一体的な景観を形成しているということで指定を受けております。今回の整備のやり方によって、この指定がどうなるかというのは、宮崎市のほうに事

前に説明しまして、現在、協議をいただいているという状況でございます。

我々県としましても、景観行政を推進する立場でございます。この指定を受けた当時、県としましても十分宮崎市のほうと協議をして、都市計画行政を所管するところとも協議しながら進めていったという経緯もございます。以上です。

○松村委員長 今、一緒に進めて、このような複合的な建物にしても、何ら問題ないというような協議をしているということですね。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 この移転について、今、宮崎市のほうに説明をさせていただいたということで。現在、宮崎市のほうで取り扱いをどうするかというのは、検討していただいていると考えております。

○松村委員長 あと宮崎県の本庁舎、幸いにもと言っていいのかどうかわかりませんが、各県の県庁舎、あるいは議会庁舎というところが、ほとんど建てかえられた時期というのがありましたよね。今、宮崎県の本庁舎ぐらいの古い建物というのは、それこそ3本指ぐらいに入るような庁舎で、これが残っていると、これからまた10年、20年、100年たつと、やっぱり残しておいてよかったなということが、必ず起こってくると思ひます。

なおかつ、この本庁舎よりももっと古い5号館がどれだけの価値が今あるのかと。県民にとってどれだけ、何ていうか景観も含めた財産として、どれだけ今後価値を持ってくるのかということですね。これも、主観によって大分違うと思ひますけれども。

私たちも、よく東京に行って宿泊をしたりするとき、赤坂プリンスホテルに泊まったりするんです。旧館っていうのは、私もこの年代は

ちょっと見なかったんですけど、これをそっくり残したいということで、今、仮に曳家で移動させてますよね。新館ができれば、またそれを移動するらしいです。

だから、防災拠点庁舎をつくるための優先事項としては、スペースを確保することであって、そこに附随する景観とか、あるいは建物の重要性というか——それが、二の次と言うと失礼なんですけど——その辺の整合性がしっかり県民の皆様に説明でき、なおかつここ10年、20年、30年、40年、50年、県庁舎とこの5号館がこういう姿であることで、宮崎の価値というんですか、観光資源になるかはわかりませんが、価値というものが残るかどうかということも十分検討して、最終結論を出していただきたいと思いません。

これは、私の個人的な考えでございますので、答弁はいいです。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようですので、それでは、その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 その他もないようでございます。

それでは、以上をもって総務を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、私のほうから。8月

の6日から8日、県外調査をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。具体的には皆様のほうにお伝えしておりますが、改めてまた書記のほうからも御連絡を差し上げます。よろしくお願い申し上げます。

そして、災害対策支援情報システム、公共情報コモンズの視察については、10分程度ぐらいを予定しています。時間もないということですので、今のところは、希望者だけ見学ということにします。

それでは、委員会を終了します。

午前11時59分閉会